

令和8年度
職業訓練教材コンクール実施要領

1 趣旨

人材開発に携わる方等によって開発された職業訓練教材について、訓練指導における効果の向上が見込まれるか等の審査観点に基づき、優秀な教材作品を選定し、広く関係者等へ周知・普及することによって訓練指導技法の水準向上を図り、もって職業能力開発の促進と向上に資することを目的とする。

2 主催

厚生労働省
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
中央職業能力開発協会

3 応募対象

人材開発に携わっている、または過去に携わった者で、未発表の制作・開発した教材を有している者。複数の者による共同制作・開発や、事業所単位での応募も可能とすること。

4 応募教材

(1) 教材の種類

当該教材は、応募者の創意工夫により制作又は開発されたオリジナル教材（単体又は複数の教材を組み合わせたもの）とし、既存の教材、ツール又はシステム等を基に改良又は再構成したものを含む（以下、総称して「応募教材」という。）。

ア 教科書（「プリント」なども含む。）

イ 映像、文字又は音声を用いた教材（eラーニング教材、オンライン配信教材、デジタル教材を含む。）

ウ シミュレーター、模型、プログラムモジュール、VR・AR教材、ソフトウェア、アプリケーション等

(2) 作成上の留意点

ア 応募教材は未発表のものに限ること。

イ 応募者以外の「第三者」が、知的財産権（著作物等）を有する著作物を使用して、教材作品を制作・開発する場合は、応募者の責任において、応募前に当該第三者の利用承諾を得ること。

ウ 応募教材において、第三者が著作権を有する著作物（文章、図表、写真、映像、音声、プログラム等）を引用する場合は、著作権法に基づく適正な引用の範囲内で行うとともに、出典を明示すること。

エ 書籍、雑誌、Webサイト、市販教材等に掲載されている文章、図表、写真、映像その他の内容を、引用の範囲を超えて転載又は複製することは認めない。これらを使用する場合は、応募者の責任において、事前に当該権利者の利用承諾を得ること。

オ インターネット上で公開されている資料、画像、映像、フリー素材等を使用する場合においても、利用条件（利用目的、改変の可否、クレジット表記の要否等）を十分に確認し、当該条件を遵守すること。利用条件が不明確な素材については、使用を控えるこ

とが望ましい。

カ プログラム、ソフトウェア、アプリケーション等を応募教材とする場合は、当該プログラム等が第三者の権利を侵害していないことを確認するとともに、使用しているライブラリ、フレームワーク等のライセンス条件を遵守すること。

キ 応募教材に、個人を特定できる情報（氏名、顔写真、音声、映像等）を使用する場合は、当該本人の同意を得るとともに、個人情報及び肖像権の保護に十分配慮すること。

ク 応募教材は、訓練受講者及び指導者の安全に配慮した内容とし、関係法令、業界基準等を踏まえた適切な表現及び構成とすること。

ケ 応募教材に関して、著作権その他の権利侵害等の問題が生じた場合は、応募者の責任においてこれを解決するものとし、主催者は一切の責任を負わないものとする。

コ 審査の公平性を期すため、応募教材内に所属、作成者名等、応募者を特定できるような情報は記載しないこと。

5 応募要領

(1) 募集締切 令和8年7月17日（金）まで

（郵送で応募される場合は、締切日の消印まで有効）

(2) 応募先及び問い合わせ先

職業能力開発総合大学校 基盤整備センター 企画調整部 職業訓練教材整備室

所在地：〒187-0035 東京都小平市小川西町2-32-1 3号館3階

電話：042（348）5076

電子メールアドレス：concour@jeed.go.jp

(3) 応募方法

ア 応募にあたっては、次表の①から③までの提出物を電子メール（添付ファイルは10MB以内）または郵送（CD-R等の記憶媒体）により上記応募先あて送付すること。

なお、データ容量が大きい場合は、クラウドを用いた応募教材の提出も可能であるため、希望する際は事前に（2）応募先及び問い合わせ先へ連絡すること。

原則として、応募教材は電子データのみとし、応募教材の実物は送付しないこと。

提出物	提出ファイル形式
① 応募教材（必須）	※特に指定はしないが、汎用的なソフトで開ける形式とすること。
② 応募用紙（必須）	Excel 形式
③ 参考資料（任意）	※特に指定はしないが、汎用的なソフトで開ける形式とすること。

※参考資料・・・教材の理解に資する補助資料を指す。

イ 機器やシミュレータ、プログラム等で正常な動作状況、外観又は使用方法等が、評価対象となるものについては、動作状況が確認できる動画データ、画像データ、出力結果、内容等を参考資料として提出すること。

ウ 電子メールによる場合は、件名を「コンクール応募教材の送付」とすること。

なお、分割して送付する場合は、件名のあとに、1/2、2/2等、分割数がわかる記載をすること。

エ 郵送による場合は、封筒の表に「コンクール応募教材在中」と朱書すること。

オ 事務局は応募教材を受領後、主作成者あて受領確認のメールを送付することから、退出物を送付後1週間以内に受領確認のメールを受信できない場合は、上記(2)の問い合わせ先に確認すること。

カ 上記提出物は、原則として、返却しないものとする。

(4) 応募用紙の作成

ア 主作成者は、応募用紙を作成すること。

イ 応募用紙は、指定の様式を職業能力開発総合大学校基盤整備センターのホームページからダウンロードし使用すること。

<https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/26kyouzai>

ウ 応募教材及び参考資料については、提出するファイル形式及びファイル数を記載すること。

エ 次の①及び②について、確認すること。

① 著作権・肖像権等についてはすでに了解が取れている（もしくは抵触していない）。

② 受賞決定後に周知・広報に使用することは共同作成者と所属先から既に了解が取れている。

6 審査方法

(1) 審査委員会の設置

職業訓練に関する有識者・学識経験者から選任した委員（12名以内）から構成される審査委員会を設置する

(2) 審査の観点

審査委員会において創意工夫、内容、職業訓練への有効性、その他（教材の形態別の特性）の観点により審査を行う。

(3) 審査結果

審査結果は、11月頃に入賞者に文書で通知するほか、入賞者一覧を厚生労働省ホームページにおいて公表する。入賞者以外には通知は行わない。

なお、入賞者に対しては、各賞担当主催団体から表彰等に関して電話連絡等を行う場合があること。

7 表彰等

(1) 入賞

入賞した応募教材は、次の各賞として表彰を行う。

なお、各賞の入賞本数は、特に定めないものとする。

ア 厚生労働大臣賞(特選)

応募教材作品のうち極めて優秀と認められるもの。

イ 厚生労働大臣賞(入選)

応募教材のうち優秀と認められるもの。

- ウ 特別賞（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞）
特別賞（中央職業能力開発協会会長賞）
応募のあった教材のうち優良と認められるもの。

(2) 副賞

入賞者には副賞として記念品を贈呈する。

(3) 表彰

人材開発促進月間に開催予定の職業能力開発関係表彰式において表彰を行う。

8 著作権・使用権

(1) 応募教材の著作権及び受賞教材の使用権

応募者以外の第三者が知的財産権を有するもの(著作物等)を使用した応募教材を除いて、自作・創作した応募教材の著作権については応募者に帰属するが、受賞教材の受賞決定後の使用権については主催団体に帰属することとし、次の「9 受賞教材の周知広報等」のとおり、事後活用する。

(2) 受賞教材の活用

応募者以外の第三者が知的財産権を有するもの(著作物等)を使用した応募教材が、教材コンクールの受賞教材として選定された場合の受賞後の活用については、応募者以外の第三者、受賞者及び主催団体の三者で使用権について協議することとし、協議が整わなかった場合は、当該教材は事後活用しないこととする。

(3) その他

応募教材に関する著作権・肖像権等については、応募用紙に基づき、確認したものとして扱うこと。

9 受賞教材の周知広報等

受賞教材については、職業能力開発総合大学校基盤整備センターのホームページ等に掲載して、周知広報・啓発活動に広く活用する。また、受賞者の所属や氏名などの情報についても、主催団体が編集を行っている雑誌や電子媒体、さらには、主催団体が実施する研修などに掲載・活用する。